

添付書類一覧表(扶養に入れる時)

- 各種年金(老齢・遺族・障害・企業・個人年金等全て)を受給している人は、年金払込通知書を必ず添付すること。
- 住民票は続柄の表示のある書類を添付すること。
- 60歳以上の者または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満、月額が150,000円未満、日額5,000円未満とする。
- 学生以外で別居のときは、送金証明を添付のこと。(会社都合の場合、不要)

No.1

認定理由	必要書類	住 民 票	所 得 証 明 書	離 職 票	退 職 証 明	雇 用 保 険 者 証 明	健 康 喪 失 証 明	左記以外の必要書類
出生		○						産前産後・育児休業を1年以上取得予定の場合、配偶者の源泉徴収票等
学生等								
	乳幼児, 小・中学生	○						
	高校以上の学生	○						在学証明書
無職								
	無収入	○	○					
	収入は年金のみ	○	○					年金振込通知書・年金改定通知書
	出産手当金等の受給終了	○		○				給付金決定通知書(産後57日以降)
	傷病手当金等の受給終了	○		○				給付金決定通知書(受給期間満了後)
仕事を辞めた								
退職時 雇用保険加入								
	雇用保険の受給申請しない	○		○	△		△	離職票が後日になる場合、退職証明・健康保険資格喪失証明で可。後日、離職票を提出のこと。
	雇用保険の受給手続前	○		○	△		△	
	雇用保険の受給延長した	○		○				雇用保険受給期間延長通知書
	雇用保険の待機期間中	○				○写		
	雇用保険受給中(日額3,611円以下)	○				○写		
	雇用保険受給終了	○				○写		
	出産手当金受給中(日額3,611円以下)	○		○				給付金決定通知書
	傷病手当金受給中(日額3,611円以下)			○				給付金決定通知書
	退職時 雇用保険未加入者	○			○			退職前の賃金支給表
	退職時 公務員	○			○			
	個人事業を廃業した	○						個人事業の廃業届出書

○各種証明書類は、3カ月以内交付のものとする。

○配偶者(内縁関係含)、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母等以外は、同居していることが扶養の条件となる。

添付書類一覧表(扶養に入れる時)

- 各種年金(老齢・遺族・障害・企業・個人年金等全て)を受給している人は、年金払込通知書を必ず添付すること。
- 住民票は続柄の表示のある書類を添付すること。
- 60歳以上の者または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満、月額が150,000円未満、日額5,000円未満とする。
- 学生以外で別居のときは、送金証明を添付のこと。(会社都合の場合、不要)

No.2

認定理由	必要書類	住 民 票	所 得 証 明 書	離 職 票	退 職 証 明	雇 用 資 格 保 険 証	健 康 喪 失 証 明	左記以外の必要書類
現在も働いている(パート・アルバイト) ⇒ 今後の収入額が基準内であることを証明できるもの								
	雇用替(月額108,333円以下に収入減)	○					○	雇用契約書の写
	基準内の収入(月額108,333円以下)	○						直近3カ月の給与明細
	事業等収入がある	○	※事業収入については、総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額とする。 「自営業者などを被扶養者として認定する場合の直接的必要経費一覧」を参照のこと。					
優先扶養義務者の収入減 ⇒ 優先扶養義務者については、扶養認定の取扱いを参照のこと。								
	優先扶養義務者の死亡	○	○					遺族年金決定通知書等
	優先扶養義務者の退職	○	○					優先扶養義務者の今後の収入を証明する書類

○各種証明書類は、3か月以内交付のものとする。

○配偶者(内縁関係含)、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母等以外は、同居していることが扶養の条件となる。